特別専門講師募集要項（会計年度任用職員）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　容 |
| 職名 | 特別専門講師（日本の伝統文化・茶道） |
| 任用根拠 | 地方公務員法第22条の２第１項第１号 |
| 任用期間 | 令和６年５月１３日から令和７年２月１７日まで  ※　任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、４回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。  なお、期間を定めた任用であり、令和７年４月１日以降の任用を保障するものではありません。 |
| 勤務職場 | 東京都立稔ヶ丘高等学校  （中野区上鷺宮　５―１１―１） |
| 職務内容 | 茶道に関する授業の実施  （授業内容等詳細に記載） |
| 応募資格・求められる能力 | ・茶道の技術、知識に精通した者。  ・教育に対する熱意を持ち、生徒にとってわかりやすい授業を行うことができる方。 |
| 総勤務時間数 | ２０８時間 |
| 勤務時間 | 午前８時３０分から午後５時まで  （曜日や勤務日数等が決まっていればなるべく詳細に記載する）  所定勤務時間を超える勤務の有無・・・原則として無し |
| 休憩時間 | * １日６時間を超える勤務がある場合は少なくとも４５分設定 |
| 休暇等 | （有給）  年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、母子保健検診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇  （無給）  　妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業  ※　一定の要件を満たす場合 |
| 報酬額 | 時間額　４,３００円  （改定される場合あり）  （資格（免許・経験）等により報酬額は異なる）  通勤手当相当額を別途支給（上限2,600円/日額）  ※　一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 |
| 社会保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険等加入の有無について  （1週間の所定労働時間が20時間以上の場合等要件あり） |
| 応募方法等 | 応募方法（郵送又は、持参）応募期限（3月6日必着） |
| 問い合わせ | 東京都立稔ヶ丘高等学校　担当　藤岡　連絡先03－3970―8655 |